Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年10月20日中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 藤井興業株式会社

業者の住所 : 長野県飯田市上郷黒田3881

2. 指名停止措置期間 : 令和5年10月20日から令和5年11月2日まで(2週間)

3. 指名停止措置の範囲: 中部地方整備局管内

## 4. 事 実 概 要

藤井興業(株)は、令和4年10月3日、飯田市内の民間発注の建物解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる工事関係者事故を発生させた。このことにより、同社代表取締役は、令和5年7月29日、労働安全衛生法違反で飯田簡易裁判所から罰金刑の判決を受けた。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である藤井興業(株)が、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

## く指名停止措置要領 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事 故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘

課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138